

留寿都村通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日文科科学省、国土交通省、警察庁通知)に基づき、通学路の安全対策を推進するため、留寿都村通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 留寿都村通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、留寿都村教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。

- (1) 北海道開発局小樽開発建設部倶知安開発事務所
- (2) 後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所
- (3) 倶知安警察署交通課
- (4) 留寿都小学校
- (5) 留寿都中学校
- (6) 留寿都小学校PTA
- (7) 留寿都村建設課
- (8) 留寿都村住民福祉課
- (9) 留寿都村教育委員会

(会議)

**第4条** 推進会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

**第5条** 推進会議の庶務は、留寿都村教育委員会において処理する。

(その他)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、推進会議で決定する。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月8日から適用する。